

# 熊取町バドミントン連盟規約

## 第1章 名称・組織と事務所

第1条 本連盟は、熊取町バドミントン連盟と称する。

第2条 本連盟は、原則として本連盟の趣旨・目的に賛同する熊取町内のバドミントンクラブをもって組織する。

第3条 本連盟の事務所は、熊取バドミントン連盟会長宅に置く。

## 第2章 目的

第4条 本連盟は、バドミントンを通じて健康増進と相互の親睦をはかり、併せてスポーツの発展に寄与し、バドミントンの健全な普及発展をはかることを目的とする。

## 第3章 目的

第5条 本連盟は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1、 バドミントン大会の開催
- 2、 競技の指導・講習会の開催
- 3、 他の市町村及びクラブとの交流試合
- 4、 その他、必要と認められる事業

## 第4章 加盟、資格喪失

第6条 本連盟に加盟を希望するクラブは、連盟会長宛に加盟申請書を提出し、連盟会長は、理事会で審議の上加盟の可否を決定する。

第7条 本連盟所属のクラブが、本連盟の目的・趣旨に反する行動をとった時、もしくは、本連盟に非協力的であった時、理事会においてそれが認められた場合は、当該クラブは本連盟所属の資格を喪失するものとする。

## 第5章 熊取町体育協会

第8条 本連盟は、熊取町体育協会(以下体協という)に所属し、体協主催の事業に協力する。

第9条 本連盟を構成するバドミントンクラブは、体協主催の事業に協力するものとする。

第10条 体協からの補助金は、本連盟及び本連盟に加盟の各バドミントンクラブに配分する。配分する金額は、理事会にて決定するものとする。

第11条 本連盟に加盟している各バドミントンクラブの代表者は、本連盟に各バドミントンクラブについての次の書類を毎年4月初旬に提出するものとする。

- ①前年度決算書及び本年度予算書
- ②前年度事業実績及び本年度事業計画
- ③所属メンバー表(氏名、住所、電話番号、生年月日)及び役員名

## 第 6 章 役 員

第12条 本連盟は、次の役員と理事を置く。

- 1、役員
  - ① 顧問 若干名
  - ② 会長 1名
  - ③ 副会長 2名
  - ④ 会計 1名
  - ⑤ 会計監査 1名
- 2、理事 若干名

第13条 本連盟の会長・副会長は、連盟に所属するバドミントンクラブメンバーの中から理事会で選出する。

第14条 本連盟の顧問は、本連盟に特別の功労があった者で、本連盟の会長の推挙のもと、理事会の承認により選出される。

第15条 本連盟の理事は、各クラブより選出された役員がこれにあたり、本連盟の業務を審議し、実行する。但し本連盟の会長、副会長とは重複しないものとする。

第16条 会計及び会計監査は本連盟の理事の中から互選により選出する。

第17条 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。  
互選で選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 会長は、連盟を代表し、連盟業務を統括する。  
副会長は、会長を補佐する。

第19条 会長・副会長の3名は、体協の理事を兼務する。

## 第 7 章 会 議

第20条 本連盟は、次の会議をもつ。

- 1、理事会
- 2、役員会

第21条 理事会は、会長が必要と認めるとき会長がこれを召集する。但し年1回以上開催するものとする。

第22条 理事会は、連盟の最高機関であつて第12条記載の役員及び理事で構成する。

第23条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- 1、規約の改訂
- 2、活動方針
- 3、役員改選(会長、副会長、会計、会計監査)
- 4、事業計画及び予算案
- 5、事業報告及び決算報告
- 6、その他連盟の運営についての重要事項

第24条 理事会は、役員・理事合計の 2/3 以上の出席により成立し、議決はその過半数の賛成により決定する。但し委任状を提出した者は出席したものとみなす。

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

第26条 役員会は、第12条記載の役員で構成する。

第27条 役員会は、連盟運営の一般的なことを打ち合わせするものとする。

## 第 8 章 会 計

第28条 本連盟の経費は、次のものをもって当てる。

- ① 本連盟に加盟のバドミントンクラブの分担金
- ② 体協の補助金
- ③ その他の収入

第29条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第 9 章 附 則

第30条 本規約は、平成14年5月13日より施行する。

以上

平成14年5月現在の熊取バドミントン連盟加盟クラブ

- 1、熊取バドミントンクラブ
- 2、熊取レディースバドミントンクラブ
- 3、熊取北小バドミントンクラブ